

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成20年2月29日(金)	
場 所		宇土市役所5階第1会議室	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 岡崎 誠男 委員 上拂 耕生 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員	
	市	指名等審査会委員,事務局(財政課)	
審議対象期間		平成19年9月1日~平成20年1月31日	
抽出案件		135	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		130	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(0)	
1千万円以上5千万円未満		(22)	
5百万円以上1千万円未満		(28)	
3百万円以上5百万円未満		(13)	
3百万円未満		(67)	
随意契約		5	
その他		0	
委員からの意見・質問,それに対する回答		意見・質問 次のとおり	回 答 次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 対象期間内の工事，指名停止状況及び入札制度改正について

【事務局より対象期間内に行った工事入札全般，指名停止運用状況及び入札制度改正についての説明】

質問・意見	回 答
<p>『指名停止措置について』</p> <p>「正当な理由がなく契約を締結しなかった。」という案件があるが，具体的にはどのような理由があったのか。</p> <p>その入札は，契約に至らなかったということで，再入札になっているが，どのような指名となったのか。</p> <p>指名停止の期間について，贈賄による役員逮捕を理由とした指名停止期間が3ヶ月で，正当な理由がなく契約を締結しなかったことを理由とした指名停止期間が4ヶ月となっている。</p> <p>違法行為が3ヶ月，契約上の不履行が4ヶ月，指名停止措置期間の長さに違和感がある。</p> <p>贈賄を理由とした指名停止措置期間の方が長くあるべきと感じるが。</p> <p>『入札制度改正について』</p> <p>指名停止措置要領の別表2，「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」について，贈賄や独占禁止法違反，それら競売入札妨害又は談合，の部分は，旧表と比べ，まとめた形となり，また指名停止措置期間も長くなり，厳罰化されている。これ以外の部分，例えば暴力団又は暴力団関係者の利用等，ほかには建設業法違反行為など，そのあたりは何も変化はないようだが，この部分も同様に厳罰化を図ってよいのではないか。</p>	<p>当該会社からの理由書によれば，会社内での人的配置などで工事を受注することが不可能な状況になった旨の理由が示されている。</p> <p>1回目の入札において，辞退した事業者と，当該契約辞退事業者を除く事業者を指名している。</p> <p>指名停止措置期間決定の経緯については，まず，この贈賄事件は，措置対象業者の代表取締役が，工事入札の最低制限価格の情報を得るために，熊本市職員に対し現金を供与した疑いで逮捕されたものである。</p> <p>熊本県の措置としては，要領内，措置期間範囲の最短である3ヶ月をとっており，贈賄事件のあった熊本市は，要領内最長の9ヶ月をとっている。</p> <p>宇土市としては，熊本県と同様，他公共団体でのことであることから，措置期間範囲内の最短の3ヶ月を選択している。</p> <p>今回の改正は全国知事会の公共工事にかかる談合や贈賄などの違法行為を防止するために示した指針に沿って要領等を改正を行ったものだが，今後，さらに改正の予定もあることから，ご意見のあった他の要件も，同時に協議を進めていくこととする。</p>

『電子入札における入札事務の流れ』

今までの指名競争入札などを見てみると、入札参加辞退者が多い、と感じている。

この電子入札の流れの中で、指名通知書を発行し、受領確認書が事業者から市へ通知されるということだが、その段階で入札参加辞退を確認することはできないか。

入札書提出締切までの期間、宇土市側において、入札書の内容を見ることはできるのか。

業者側は、電子入札に対しての対応はすでにできているか。

技術的には可能であると考えます。

ただ、その後、見積のための期間、入札書提出までの期間まで、入札参加辞退は可能であるため、早く分かるか、遅く分かるか、という違いとなるかと考えます。

できない。受付は事前にあるが、開札を行わない限り、市側からも見ることはできない。

熊本県、熊本市で、既に始まっていることから、一定規模以上の業者なら対応はできていると考えている。また、当初は紙による入札も可能とし、整備が整っていない業者でもその準備期間はあると考えている。

2 抽出案件

【抽出事案 4 件について事務局から工事概要，指名の経緯，開札結果について説明】

	件名	入札等方式	指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	中央線改良舗装工事	指名競争	指名審査方針による。 一般土木工事であり，市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	79.34
		市内 14 社		
2	宇土市中央公民館分館 空調設備整備	指名競争	指名審査方針による。 電気工事であり，市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	98.03
		市内 7 社		
3	笹原マンホールポンプ機械 設備工事	指名競争	指名審査方針による。 機械設備工事であり，宇土市外の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	54.16
		市外 16 社		
4	都市計画道路宇土駅東中央 線污水 42-1 号枝線工事	随意契約	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項，性質 又は目的が競争入札に適しないもの，に該当することから随意契約。	88.38
		市内 1 社		

『抽出事案について』

まず，全ての入札の中で契約金額の大きいものを 1 件。

次に全ての入札の中で落札率が最も高いものを 1 件。

全ての入札の中で落札率が最も低いものを 1 件。

最後に，随意契約から 1 件。

最も落札率が低かった案件について，実際の施工上，何か問題などはなかったか。

土木，建築など，工種によって，落札率がばらつくことや，偏るなどの傾向は見受けられるか。

入札の辞退について。
どのような理由があるのかは分からない。

発注部署に確認をとったところ，施工上，問題はないとの報告を受けている。

工事の種別ごとに偏った落札率，というものはあまり見受けられないと考えるが，工事の内容として，機械工事などは，必要となる装置の値段が割合が大きい場合などは，品物の値段による部分が大きいからか，入札価格がばらつく傾向にあるように見受けられる。

入札参加辞退については，罰則的な措置のような制度はない。

<p>いが、辞退者がかなり多いように見受けられる。</p> <p>指名願い(資格審査申請書)を提出しているのに、辞退を繰り返すというのはあまりよいこととは思えない。</p> <p>指名の回避など、なんらかの措置を考えてはどうか。</p> <p>市内業者のみの入札と市外業者参加の入札を比較してほしい。</p> <p>公表の方法はどのようになっているか。</p>	<p>事業者ごとに様々な理由があるものと考えられるため、一概に辞退回数から割合を算出し、ペナルティを設けることは難しいのではないかと考えるが、ご指摘あるとおり、辞退者に対して、何らかの措置が可能か、検討する。</p> <p>次回定例会では準備する。</p> <p>開札が終了した後、宇土市のホームページで、件名、予定価格、落札金額、相手方及び工期などを公表しており、また市の広報にも同様に掲載している。</p>
--	---

(閉会)